

発議第 13 号

防災対策の充実を求める意見書について

防災対策の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

令和 8 年 10 月 5 日 提出

松阪市議会議員	久松倫生	
	深田龍	
	松原里穂	
	小野建二	
	吉川篤博	
	赤塚かおり	
	楠谷さゆり	
	山本芳敬	
	濱口高志	

防災対策の充実を求める意見書

2025 年 3 月 31 日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当相に手渡された。想定される死者数は最悪の場合 29 万 8000 人、津波によるものが最も多くなると予想されている。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難に向けた取組が進んだにも関わらず、死者数が前回の予想 32 万人から 8 %ほどの減少にとどまっている。

2024 年 1 月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の 25.2%にあたる 124 校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち 115 校は避難所に指定されている。松阪市でも小中学校 5 校が津波浸水想定区域内にあり、それらを含めた 9 校が津波避難目標ラインの内側（海側）に位置する状況である。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められている。ワーキンググループの報告では、対策がさらに進めば犠牲者は大幅に減るとの指摘もあり、早急な対応が必要である。しかし、国による津波対策のための不適格改築事業については、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定が全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況である。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる充実・拡充を求める。

災害は、いつどこで発生するかわからない。三重県では、切迫性の高まっている南海トラフ地震に対応するため、「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」を制定する

こととしており、避難所環境改善、孤立地域対策、津波避難タワー整備等の市町支援についての対策を強化することがあげられている。特に避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠である。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積している。国の責任において、子どもたちをはじめとするすべての被災者が安心して避難できるように備えるべきである。過去の災害に学ぶとともに、「三重県災害時学校支援チーム」の支援活動を通じて得られた経験や知見をいかし、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実することを強く望むところである。

よって、国においては、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

三重県松阪市議会議長 沖 和 哉